

第二号様式（第一条の三、第二条、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

豊郷町長と石若建築士はこの申請書、及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。として記名捺印しているのに、次ページ以降でいっぱい事実と反していることが記載されている。

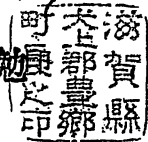
建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事

様

平成 20年 12月 26日

申請者氏名 豊郷町長 伊藤 定勉



設計者氏名 (株)一粒社ヴォーリス建築事務所  
石若 義雄

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

# 委任状

私は、株式会社 一粒社ヴォーリス建築事務所 石若 義雄

(大阪府中央区島之内1丁目21番19号 TEL 06-6120-7631)

を代理人と定め、下記の通り委任する。

## 記

### 1. 建築物、工作物の表示

- ① 敷地の位置 滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑518番地
- ② 主要用途 図書館、集会場

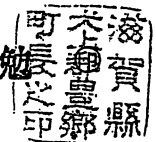
### 2. 1についての委任事項

- ① 建築基準法及びこれに関する法令、条例及び規則の規定による申請手続
- ② 申請手続を行った関係書類の訂正及び受領
- ③ 検査済証受領までの手続き一切の権限

平成20年12月26日

住所 滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑375番地

氏名 豊郷町長 伊藤 定 勉





豊郷町長 伊藤定勉 様

滋賀県土木交通部建築課長



建築確認事前審査の受理について

提出された事前審査については、下記のことを踏まえ、本申請を提出してください。

どんな工事でいつから着工予定かの届けが必要

記

構造検討が必要

- ・ 訂正事項を図面に反映し、提出のこと。
- ・ 建築物の使用方法的書面について、建築主が押印の上、提出のこと。
- ・ 工事届けについて、建築主が押印の上、提出のこと。
- ・ 南昇降口トップライト、エレベーター、渡り廊下の構造検討書について、提出のこと。
- ・ 構造使用材料の認定書等の写しについて、提出のこと。
- ・ 各図面において、縮尺を合わせること。(スケールアウトしている図面があります。)
- ・ 都市計画法の規定に適合する証明書(60条証明)を添付すること。
- ・ 照明設備図を添付すること。
- ・ 省エネ法による届出について、協議を行うこと。

エネルギー使用の合理化に関する法律

<http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline/index.html>

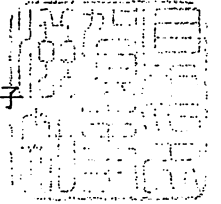
既築物の増改築・大規模改修時に住宅・建築物の所有者・管理者への規制 省エネ法による届を出すと言うことは大規模改修と認定しているからである。用途変更だけでなく同時に大規模修繕を確認申請しなければならないのが常識。

法律で工事着手の21日前までに滋賀県に提出する必要がある、2000m<sup>2</sup>以上であるから、豊郷町からの届出、滋賀県からの指導・助言・必要な指示、指示に従わない場合は内容の公表することが出来る。

滋 住 第 1 8 2 5 号  
平成20年(2008年)12月18日

豊郷町長 伊藤 定勉 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



都市計画法施行規則第60条の規定に基づく開発行為または  
建築に関する証明について

平成20年12月5日付けで申請のありました下記の建築物等は、都市計画法第29  
条第1項の規定による許可を要しないことを証明します。

記

- |                         |                               |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1 建築しようとする者の<br>住所および氏名 | 犬上郡豊郷町大字石畑375番地<br>豊郷町長 伊藤 定勉 |
| 2 証明を受ける土地の所在           | 犬上郡豊郷町大字石畑字六町518番 外22筆        |
| 3 証明を受ける土地の面積           | 15,116.70㎡                    |
| 4 予定建築物の用途              | 図書館、集会場、事務所、展示場、児童福祉施設        |

用途から「小学校」が抜けており、確認申請書の用途と相違している。よって、開発許可が要らないとの証明にはなっていない。

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 トヨトチヨウチヨウ イトウ サダム  
 【ロ. 氏名】 豊郷町長 伊藤 定勉  
 【ハ. 郵便番号】 529-1169  
 【ニ. 住所】 滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑375番地  
 【ホ. 電話番号】 0749-35-8111

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第111217号  
 【ロ. 氏名】 石若 義雄  
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録第ワ-965号  
 ㈱一粒社ヴォーリス建築事務所  
 【ニ. 郵便番号】 542-0082  
 【ホ. 所在地】 大阪市中央区島之内1丁目21番19号  
 【ハ. 電話番号】 06-6120-7631

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第111217号  
 【ロ. 氏名】 石若 義雄  
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録第ワ-965号  
 ㈱一粒社ヴォーリス建築事務所  
 【ニ. 郵便番号】 542-0082  
 【ホ. 所在地】 大阪市中央区島之内1丁目21番19号  
 【ハ. 電話番号】 06-6120-7631  
 【ト. 作成した設計図書】 全ての設計図書

構造建築士、設備建築士が設計図を作成していた場合は虚偽申請になる

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】  
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】  
 【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】  
 【ト. 作成した設計図書】

---

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ.氏名】  
【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】  
【ホ.所在地】  
【ヘ.電話番号】  
【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ.氏名】  
【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】  
【ホ.所在地】  
【ヘ.電話番号】  
【ト.工事と照合する設計図書】

---

【6.工事施工者】

【イ.氏名】 代表取締役 古谷 孝  
【ロ.営業所名】 建設業の許可(滋賀県知事 ) 第(特-18) 40402号  
株式会社 奥田工務店  
【ハ.郵便番号】 529-1601  
【ニ.所在地】 滋賀県蒲生郡日野町松尾5丁目1番地  
【ホ.電話番号】 0748-52-8181

---

【7.備考】

【建築物の名称又は工事名】  
【名称のカタカナ】 トヨトシヨウガ ヲコキョウコウシヤク ノタイシホキョウオヨビ ガ イホ カイシュウコウジ  
【名称】 豊郷小学校旧校舎群耐震補強及び大規模改修工事

---

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑518番地

【2. 住居表示】 滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑518番地 外22筆

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)  
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

□法第22条区域 □法第52条第7項適用区域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 9.600 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 169.580 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( 15,116.70 ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

(2) ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ロ. 用途地域等】 (地域指定なし) ( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

( 400.00 ) ( ) ( ) ( ) ( ) %

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

( 70.00 ) ( ) ( ) ( ) ( ) %

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 15,116.70 m<sup>2</sup>

(2) m<sup>2</sup>

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 ~~400.00 %~~

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 ~~70.00 %~~

【チ. 備考】

実際の容積率を書くのが普通

実際の建ぺい率を書くのが普通

学校施設台帳に載っていない建物ですから、現在は小学校ではありません。

【8. 主要用途】 (区分 08140) 図書館、集会場、児童福祉施設、展示場、事務所、**小学校**

【9. 工事種別】 □新築 □増築 □改築 □移転 ■用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築面積】 ( **2,822.69** ) ( 36.00 ) ( 2,858.69 ) m<sup>2</sup>

【ロ. 延べ面積】 ( ) ( ) ( ) %

設計図では2355.89 m<sup>2</sup>と相違

設計図では大規模修繕とあるのに申請していない

【11. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( **2,271.42** ) ( **2,850.39** ) ( **5,121.81** ) m<sup>2</sup>

【ロ. 地階の住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ニ. 自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ホ. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

【ヘ. 延べ面積】 5,121.81 m<sup>2</sup>

【ト. 容積率】 33.89 %

設計図では4859.24 m<sup>2</sup>と相違

設計図ではゼロ m<sup>2</sup>と相違

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 1

設計図4859.24 m<sup>2</sup>と相違

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物)(他の建築物) )  
【イ. 最高の高さ】 ( 13.900 ) ( 3.500 ) m  
【ロ. 階数】 地上 ( 3 ) ( 1 )  
地下 ( 1 ) ( )  
【ハ. 構造】 鉄筋コンクリート造  
一部 鉄骨造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 平成 21年 月 日

今回の工事はいつ着工するのか。  
もうすでに着工していることから、事実  
と相違している。

【16. 工事完了予定年月日】 平成 21年 3月 20日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)  
(第 回) 平成 年 月 日

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 用途】 (区分 08140) 図書館  
(区分 08550) 集会場  
(区分 08210) 児童福祉施設等  
(区分 08560) 展示場  
(区分 08470) 事務所  
(区分 08080) 小学校

【3. 工事種別】 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 鉄筋コンクリート造

【5. 耐火建築物】 耐火建築物

【6. 階数】  
【イ. 地階を除く階数】 3階  
【ロ. 地階の階数】 1階  
【ハ. 昇降機塔等の階の数】 階  
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 階

【7. 高さ】  
【イ. 最高の高さ】 13.900 m  
【ロ. 最高の軒の高さ】 12.700 m

【8. 建築設備の種類】 電気、給排水、非常用照明

【9. 確認の特例】  
【イ. 建築基準法第6条の3第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無  
【ロ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】  
第 号  
【ハ. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】 第 号  
【ニ. 建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当するときは、当該認証番号】

【10. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 (F3階)	( )	( 227.13 )	( 227.13 ) m <sup>2</sup>
(F2階)	( )	( 1,939.87 )	( 1,939.87 ) m <sup>2</sup>
(F1階)	( 2,271.42 )	( 544.39 )	( 2,815.81 ) m <sup>2</sup>
(B1階)	( )	( 103.00 )	( 103.00 ) m <sup>2</sup>
【ロ. 合計】	( 2,271.42 )	( 2,814.39 )	( 5,085.81 ) m <sup>2</sup>

【11. 屋根】 ウレタン塗布防水(コンクリート下地)

【12. 外壁】 コンクリート打放しの上リシン吹付け

【13. 軒裏】 なし

【14. 居室の床の高さ】 mm

【15. 便所の種類】 水洗 (公共下水)

【16. その他必要な事項】

【17. 備考】

いろいろな異種用途がある。異種用途間区画が必要であることが書かれている。

設計図ではあるのに、申請で抜いている

エレベーター開口補強、渡り廊下等に鉄骨造もある

異種用途間区画、面積区画等が無い為、耐火建築物になっていない。耐火建築物になっていない以上、耐火建築物と書くことは現状と相違している。

換気、冷暖房もある

設計図と相違している

設計図のアスファルト露出防水(田島GSS-200同等)と相違している。設計はウレタン塗布防水ではない。

テストピース、設計図ではモルタル塗であり、事実と相違している

建築物の階別概要

【1. 番号】	1
【2. 階】	B1
【3. 柱の小径】	mm
【4. 横架材間の垂直距離】	mm
【5. 階の高さ】	3,700 mm
【6. 居室の天井の高さ】	mm
【7. 用途別床面積】	
(用途の区分) (具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 ( 08550) (公会堂又は集会場)	( 103.00) m <sup>2</sup>
【ロ.】 ( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ハ.】 ( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ニ.】 ( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ホ.】 ( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヘ.】 ( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【8. その他必要な事項】	面積表では小学校になっている。用途が相違している。
【9. 備考】	

建築物の階別概要

【1. 番号】	1
【2. 階】	F1
【3. 柱の小径】	mm
【4. 横架材間の垂直距離】	mm
【5. 階の高さ】	3,800 mm
【6. 居室の天井の高さ】	3,050 mm
【7. 用途別床面積】	
(用途の区分) (具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 ( 08140) (図書館)	( 727.83) m <sup>2</sup>
【ロ.】 ( 08210) (児童福祉施設等)	( 239.43) m <sup>2</sup>
【ハ.】 ( 08470) (事務所)	( 278.38) m <sup>2</sup>
【ニ.】 ( 08550) (集会場)	( 702.93) m <sup>2</sup>
【ホ.】 ( 08560) (展示場)	( 601.23) m <sup>2</sup>
【ヘ.】 ( 08080) (小学校)	( 266.01) m <sup>2</sup>
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	異種用途であるのに用途按分面積になっている。 異種用途間で防火区画が必要なのに按分という考え方はない。

建築物の階別概要

【1. 番号】	1
【2. 階】	F2
【3. 柱の小径】	mm
【4. 横架材間の垂直距離】	mm
【5. 階の高さ】	3,800 mm
【6. 居室の天井の高さ】	3,050 mm
【7. 用途別床面積】	
(用途の区分)(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】(08080)(小学校)	(1,939.87) m <sup>2</sup>
【ロ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ハ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ニ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ホ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヘ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	

耐火建築物の場合、1500m  
2 以内で防火区画が必要。

用途が小学校なら、確認申請の前に開発許可を取らなければならない。また学校施設の耐震診断・耐震補強は事前に所管行政庁の認定もしくは公的機関の確認を受ける必要がある。しかし、豊郷町は学校施設ではないとして、耐震診断・耐震補強の認定、もしくは確認をうけていない。

建築物の階別概要

【1. 番号】	1
【2. 階】	F3
【3. 柱の小径】	
【4. 横架材間の垂直距離】	
【5. 階の高さ】	
【6. 居室の天井の高さ】	3,800 mm
【7. 用途別床面積】	
(用途の区分)(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】(08080)(小学校)	(227.13) m <sup>2</sup>
【ロ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ハ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ニ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ホ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヘ.】( ) ( )	( ) m <sup>2</sup>
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	

用途が小学校なら、確認申請の前に開発許可を取らなければならない。また学校施設の耐震診断・耐震補強は事前に所管行政庁の認定もしくは公的機関の確認を受ける必要がある。しかし、豊郷町は学校施設ではないとして、耐震診断・耐震補強の認定、もしくは確認をうけていない。

竪穴区画(3層吹抜)が  
していないのは違法

## 豊郷小学校旧校舎群施設利用について

豊郷小学校旧校舎群の施設（本館、酬徳記念図書館、講堂の各1階）につきまして、本館は町立図書館、子育て支援センター等一般の利用に、講堂は小学校行事とともに住民の皆さんに活用していただける場として、酬徳記念図書館は町民ギャラリーとして、広く住民の皆さんの利用に供することとしますが、それぞれの施設の2階3階部分につきましては、現状保存し、用途変更を伴う施設としては使用致しません。

その部分の管理方法として、1階階段等、2階3階への通路部分は常時ロウブパーティション、サインで人の往来を遮断します。

平成20年12月26日

すでに学校施設台帳から削除された建物であるから、現在は小学校ではない。小学校として使うならそのことが用途変更にあたるのを知らないのでしょうか。

常時・・・遮断と言うことは保存するとは名ばかりの対処です。

豊郷町長 伊藤 定

